

受動喫煙の防止等に関する条例に関するQ & A

令和元年 11 月 26 日 第1版

令和5年 3 月 1 日 第2版

本稿において、「条例」とは兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」を、「法」とは「健康増進法」を指します。

目次

1. 総論関係

- 1-1 「多数の者が利用する施設」の定義は何か。…………… 1
- 1-2 加熱式たばこや電子タバコは条例の規制対象か。…………… 1
- 1-3 人が相互に近接利用する場所とは具体的にどのような場所か。(条例第9条第6項関係) …………… 1
- 1-4 「受動喫煙防止区域」とは何か。(条例第9条第1項関連) …………… 1
- 1-5 法と条例の規制の主な違いは何か。…………… 1

2. 敷地内禁煙施設（敷地周辺の喫煙禁止を含む）関係

- 2-1 敷地周囲における喫煙禁止の範囲は決められているのか。…………… 1
- 2-2 精神病床を有する病院等において、施設管理者が治療のために必要と認めれば屋外喫煙区域の設置は可能か。また同区域で病院職員が喫煙することは可能か。…………… 2

3. 敷地内禁煙施設（屋外喫煙区域設置可）関係

- 3 官公庁施設の定義は何か。独立行政法人や地方独立行政法人の施設は官公庁施設に該当するのか。…………… 2

4. 屋外喫煙区域について

- 4-1 施設利用者が通常立ち入らない場所とは何か。距離などの目安はあるのか。…………… 2
- 4-2 屋外喫煙区域を工場敷地内に設置する場合、パーティションなど構造物の仕切りや表示は必要か。…………… 3

- 4-3 屋外喫煙区域として壁及び天井で囲われた閉鎖型（コンテナタイプ）の建物を設置する場合、当該喫煙区域の内部は、「建物内」の場所に該当するのか。また、設置にあたっての技術的基準はあるのか。…………… 4
- 4-4 ビルの屋上やベランダ・非常階段などに屋外喫煙区域を設置できるのか。…………… 4
- 4-5 同一敷地内に、屋外喫煙区域が「設置可」と「設置不可」の敷地内禁煙施設が併存する場合、屋外喫煙区域は設置してよいか。…………… 4
- 4-6 「各種学校(初等教育または中等教育を行うものを除く)その他これらに類するもの」に該当する施設は、屋外喫煙区域の設置が認められている。具体的にはどのような施設が該当するのか。…………… 4

5. 建物内禁煙施設関係

- 5-1 飲食店のテラス席は屋外でよいか。…………… 4
- 5-2 旅館やホテルの宴会場、個室のみの飲食店でも喫煙室を設置することが必要か。…… 4
- 5-3 家族経営の店舗で1階全体が喫煙区域で、ここを通過しないと2階の居宅へ行けない場合であっても、20歳未満の住人が1階店舗内を通過したことにより、施設管理者(家族)が罰せられるのか。…………… 5
- 5-4 利用者がトイレを利用するため、又は従業員が商品運搬や清掃のために喫煙区域へ立ち入らざるを得ない場合も通過せざるを得ない場合に該当するのか。…………… 5
- 5-5 喫煙室内に飲料の自動販売機を設置することは認められるのか。…………… 5
- 5-6 喫煙室の室外が屋外(受動喫煙防止区域外)の場合、当該区域へのたばこの煙流出防止の技術的基準はあるのか。…………… 5

6. 喫煙目的施設関係

- 6-1 喫煙目的施設(シガーバーなど)がランチ営業を行う場合、「通常主食と認められる食事」を提供して良いのか…………… 5
- 6-2 たばこの販売許可を得ずに、便宜上のサービスとして店主が買い置きしたたばこを販売しているバーやスナックは喫煙目的施設に該当するのか。…………… 6

- 6-3 「店内で喫煙可能なたばこ販売店」とは何か。…………… 6
- 6-4 喫煙目的施設である対面販売を行うたばこ販売店が設置する吸い殻入れは規制対象か。… 6

7. 施設別の規制について

(1) 既存小規模飲食店関係

- (1)-1 「既存小規模飲食店」が、ランチタイムのみ禁煙とすることはできるのか。…………… 6
- (1)-2 法や条例の施行後(R2.4.1以降)に業態の変更、経営者の変更などがあった場合、既存小規模飲食店の経過措置は引き続き適用されるのか。…………… 7

(2) 飲食店関係（既存小規模飲食店を除く）

- (2)-1 喫煙室の構造要件として「壁・天井等によって区画されていること」とされているが、店舗入口の扉(ドア)は含まれるか。カーテンで仕切られていてよいのか。…………… 7
- (2)-2 扉以外の部分を、天井から吊るしたビニールカーテンなどで囲った喫煙室の設置は認められるのか。…………… 7

(3) 社会福祉施設関係

- (3)-1 NPO 法人が運営する福祉作業所や障がい者支援施設は規制対象となるのか。…………… 7
- (3)-2 社会福祉施設は喫煙室を設置できるのか。…………… 8
- (3)-3 母子・父子生活支援施設の個室は規制対象となるのか。…………… 8

(4) 宿泊施設関係

- (4)-1 喫煙者向けの客室に 20 歳未満の者及び妊婦を含む家族を同室させることは可能か。… 8
- (4)-2 宿泊を伴う研修施設は規制対象になるのか。…………… 8
- (4)-3 ホテルなど宿泊施設内の宴会場や朝食会場は禁煙となるのか。…………… 8
- (4)-4 民泊サービスを行う場合は規制対象になるのか。…………… 9

(5) ショッピングセンター・アーケード商店街関係

- (5)-1 ショッピングセンター内のフードコート、道の駅などの複合施設は規制対象か。…… 9
- (5)-2 多くの店舗が集まっている商店街はどのような規制になるのか。一体となった商業施設として規制されるのか。…………… 9
- (5)-3 商店街のアーケード内は屋内なのか。…………… 9

(6) ゴルフ場など運動施設関係

- (6)-1 周囲が開放されているゴルフ練習場（打ちっぱなし）の各打席は規制対象か。…… 9
- (6)-2 ゴルフ場を走行するカート内での喫煙は可能か。…………… 9
- (6)-3 屋根のない、或いは一部しか屋根がない観覧場や運動施設等は屋外か。…………… 10

(7) 遊園地・市街地の公園など

- (7) 市街地内の公園や野外キャンプ場は規制対象か。…………… 10

(8) 駅・バス停・バスターミナルなど

- (8)-1 鉄道の駅（プラットフォーム）は条例の規制対象か。バス停、タクシー乗り場などにも規制はあるのか。…………… 10
- (8)-2 受動喫煙防止区域内を運行している一般自動車の車内での喫煙は規制対象か。また、同区域内に駐車している一般自動車の車内はどうか。…………… 10
- (8)-3 立体駐車場は規制対象か。…………… 11

(9) テナントビルなど

- (9)-1 複合ビル内にクリニックや行政機関の出張所などが入居している場合、どのような規制になるのか。…………… 11
- (9)-2 自動車販売店内のショールーム等の商談スペースは規制対象か。…………… 11

(10) その他

- (10)-1 個室のカラオケボックス、インターネットカフェ及びマンガ喫茶は規制対象か。……11
- (10)-2 芸能・芸術に関する興行を行う劇場やイベント会場施設内の控室を喫煙室として使用することは可能か。……12
- (10)-3 コインランドリーのような無人店舗も規制対象か。……12
- (10)-4 パチンコ店の1階を禁煙、2階を喫煙に分けることはできるか。……12
- (10)-5 行政機関の庁舎と議会棟が同一敷地内の場合、議会棟の扱いはどうなるのか。……12
- (10)-6 テナントビル内のATMや自動販売機コーナーは規制対象か。……12

8. 喫煙室等の構造・設備関係

- 8-1 法は喫煙室設置にあたり、技術的基準の経過措置を認めている。条例も同様に経過措置は認められるのか。……13
- 8-2 技術的基準を満たしているかどうかの確認はどのように行えばいいのか。……13
- 8-3 加熱式たばこ専用喫煙室の設置は認められないのか。……13

9. 喫煙環境表示について

- 9-1 表示はどこで入手できるのか。また、必要事項を記載していれば、独自に作成してもよいか。……13
- 9-2 利用者が立ち入る店内は禁煙とし、バックヤードなど従業員専用区域に喫煙室を設置している。表示が必要なのは店舗出入口か、喫煙室の出入口か。……14
- 9-3 全ての施設において、禁煙表示を行うことが必要か。……14

10. 規制適用除外関係

- 10-1 一般住居以外の「人の居住の用に供する区域」とはどのような場所か。……14
- 10-2 集合住宅の居室・ベランダ・廊下・エントランスホール・集会室は、「人の居住の用に供する区域」として規制対象外となるのか。私的空間でも子供が同室の場合は規制されるのか。……14

- 10-3 個人事業主等の取り扱いはどうか。例えば、従業員がいない個人事業主の場合、仕事場は私的空間として規制対象外となるのか。……………14
- 10-4 屋外（受動喫煙防止区域外）の公衆喫煙所に飲料の自動販売機の設置はできるか。…15

11.その他

- 11-1 県からの指導等はどのように行われるのか。……………15
- 11-2 20歳未満の者及び妊婦に受動喫煙を生じさせる場所とは具体的にどこか。……………15
- 11-3 法と条例の規制又は罰則は両方適用されるのか。……………15

1 UÔÝ-

4 NW/-» 9÷ J± O-Ò .f

\$ @^0±-» ÊÎ* ¼. ËKyNI9÷ J± Q =

4 8øÄ / CZÕq,e.Ö{-à ì4

\$ 8øÄ / . [• / 'Ê~* @Ö{-à ì4&
ZÕ / . 2W / 2W / û÷.*p) -&à ì4 &

4 - üi*z@9÷ JÃ '.;ìÓ*(-G)Ã
BÖ{6µÖ6²"Ý-C

\$ e¥...} ùò °kò ...•-²Ë Câ*• Ã ,kq4'|•%-
D¼Ã) (± 9÷» / -ÛQÂ J ' &) Ã Q =

4 N-ÿyÛ Ã`O'.f Ö{6µÖ6-"ÝôC

\$ ± 5ö»*GJÏâ- ¼‰ 0Ã K f^AyÛQ0Ã KJ`&

4 ç'Ö{-à -)@ .f

\$ Ö{.Í* C^â-íCo"°-íQ-ÿyÛ H¹JìAQ°q*)†½
-à Q³Ö±- % =
{ C^â-»Co %--ÿyÛ- Ã 6 Ö o -yÛ-0Ã 6
Ö)(

2 "ÉÔ0Û± Ý-B"É" -yÛ0ÃQ...?C

4 "É"ç* JyÛ0Ã-Çç.à @HK% J-

\$ "É"ç'. "É H"ÉÔ*1 % / -Û • ÇçQ =
) / -Û • Çç. 4Öo‰-v-Q- J @ ñP o.Ò@%
= R

